**国民を監視し、私権制限や運動弾圧をもたらす**

**「土地利用規制法案」の慎重審議と廃案を求めます**

　　　　　　　　　　　　様

参議院内閣委員会で審議されている「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」（略称「土地利用規制法案」）は、「安全保障に寄与する」という名のもとに、国民を監視し、土地に関する私権を制限するとともに、安全な生活を守るための調査や抗議など住民の正当な活動が抑圧される重大な恐れがあります。

この間の衆議院での審議を通じて、この法案の違憲性はいっそう明らかになっています。

法案は、「重要施設」などの「機能を阻害する行為」や「機能を阻害する明らかなおそれ」がある場合、内閣総理大臣が利用中止の勧告・命令をおこなうことができ、命令に応じない場合刑罰を科することができるとしています。政府は、「機能を阻害する行為」について、電波妨害、盗聴、侵入などを想定していると言いますが、具体的内容は法案成立後に政府の裁量で決められる「基本方針」で定めることになっています。このような抽象的な規定で、国民を罰することは許されません。

また、基地などの周辺の土地への調査内容が際限なく広がる危険があることも問題です。法案では、政府が収集できる情報について「その他政令で定めるもの」「内閣府令で定める事項」としており、国会のチェックは及ばず、政府の判断で、思想信条や所属団体、家族・友人関係などが調べられる危険があります。過去に、自衛隊のイラク派兵に反対する国民を自衛隊情報保全隊が監視していた事実もあり、決して杞憂ではありません。

さらに、基地などの近隣住民の監視、基地に対する抗議行動の規制が政府の恣意的判断で実行されることになります。例えば、低空飛行、爆音被害、部品落下、有機フッ素化合物の混じる泡消火剤流出などの基地被害を押し付けられている周辺住民や基地の監視・抗議にとりくむ運動の弾圧に使われることにもなりえます。

沖縄では、多くの住宅などが基地から1キロ以内となります。これらの基地は、住民の土地を強奪して造られたもので、基地の重圧に苦しむ県民にさらなる負担を押し付けることは到底認められません。

今回の法案には、立法事実がないことも問題です。防衛省が2013年以降に2回も実施した基地周辺の土地所有状況の調査結果でも運用に支障をきたす事例は確認されていません。

戦前・戦中には、軍事施設周辺などでの立ち入りや撮影等の行為を全面禁止・処罰する「要塞地帯法」により国民が弾圧されました。この法律は日本国憲法のもとでは廃止され、軍事のための土地収用は除外されています。今回の法案はまさに戦前回帰ともいうべきものです。

私たちは、「土地利用規制法案」の慎重審議と速やかな廃案を求めます。

|  |
| --- |
| ＜私の意見＞    月　　日  団体または個人名( ) |